

固定資産台帳の計上単位に係る検討

○「中間とりまとめ」における関連する記述

- ・道路等のインフラ資産については、超長期にわたる継続的な行政サービスの提供（運用・管理）が前提となり、対象範囲が広く、数量・金額も多い中で財務書類全体に与える影響も大きいが、既存の法定台帳等には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えない状況である。このため、普及促進の観点から、インフラ資産については簡便的な方法についての工夫や配慮を検討すべきである。

○課題・論点と整理の考え方

①原則

- ・固定資産台帳については、財務書類の補助簿としての機能に加え、資産管理への活用をも見据えたものを基本とする。こうしたことから、計上単位については、貸借対照表に計上する資産の単位ごとに計上していくことが大原則であるが、より具体的には以下の原則に沿って計上することが適当である。

- (1) 現物との照合が可能な単位であること
- (2) 取替や更新を行う単位であること

ただし、実務的な観点から開始時等は資産の種類に応じて個別の対応としてこれによらないことを可能とする。

②個別的事項

○インフラ資産

- ・新地方公会計モデルでは「固定資産台帳に記載すべき 1 単位（口座）は、棟、個、台、筆、m²、m 等を基本単位とする。但し、例外として、道路、水路、河川等、1 区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量（延長キロ等）をもって記帳単位（口座）とすることも妨げない。」とされている。
⇒ 道路を例にすると、地方公共団体では道路台帳が整備されており、道路台帳は路線単位での取扱いになっていることからも、計上の基本は路線単位と考えられるが、開始時については一度の事務負担が多大であるため、これまでの経緯を踏まえ年度一括計上を許容すべきである。

開始後については、道路の管理は整備年度単位よりは路線単位で行われていることが想定されるため、更新が行われたタイミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。

○事業用資産

⇒ 事業用資産については、①原則を適用することが望ましいと考えられる。つまり、建物躯体と電気設備、空調設備等の建物附属設備について、一体計上だと、設備を除却した際、除却したことを台帳に適切に反映できないため、分けて計上すべきと考えられる。

しかし、地方公共団体の実態を踏まえると、過去に整備・取得をした建物について、躯体と各種附属設備を分けて計上していない団体もあり、それを分けて計上することとすると、一度の事務負担が多大であるため、開始時においては一体計上を許容することとして良いのではないか。その上で、その後新規に取得するものは分けて計上、また、過去取得のもので一体計上をしたものについても、更新が行われたタイミングで分けて計上することとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。

○附属設備（工作物）に係る取扱い

<インフラ資産>

- ・道路を例にすると、新地方公会計モデルでは、街灯、ガードレール、標識等の附属設備については、道路の取得価額に含めることとされ、一体的な管理は許容されている。
- ⇒ これについても、インフラ資産と同様に、開始時はこれまでの取扱いの経緯もあるため、個別単位の管理を妨げるものではない。

<事業用資産>

- ⇒ 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、①原則を適用し、個別単位の管理とすれば良いのではないか。ただし、開始時に過去取得のものを分けて計上していない場合は、一体計上を許容することとし、その後、更新が行われたタイミングで分けて計上し、精緻化を図っていけば良いのではないか。

○台帳整備の方向性

- ・貸借対照表に計上する固定資産については、資産単位（口座）ごとに固定資産台帳を作成し管理する。
- ・固定資産台帳に記載すべき1単位（口座）は、棟、個、台、筆、m²、m 等を基本単位とする。ただし、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量（延長キロ等）をもって記帳単位（口座）とすることも妨げないが、開始後については、例えば道路については、管理は年度単位よりは路線単位等で行われていることが想定されるため、更新が行われたタイ

ミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図ることが望ましい。

- ・開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体として見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。ただし、開始後に取得するものについては、建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとし、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新が行われたタイミングで分けて記載することとし、精緻化を図ることが望ましい。
- ・道路の取得価額には、取得にかかる直接的な対価の他、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。

○留意点

- ・他の検討項目を整理した上で、また、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討を踏まえ、最終的に整理する。